

生活保護法

及び

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに

永住帰国した中国残留邦人等 及び

特定配偶者の自立の支援に関する法律

指定介護機関の手引

(改定第5版)

令和4年4月

東大阪市

生活支援部生活福祉室生活福祉課

## 目次

第1	生活保護法のあらまし.....	1
1.	生活保護法の目的と原理原則.....	1
2.	生活保護の方法と種類.....	2
3.	保護の実施機関.....	2
4.	指定介護機関.....	2
第2	中国残留邦人等に対する支援給付金制度のあらまし.....	3
第3	<u>介護機関の指定（★ 指定申請の手続きについては、こちらをご覧ください）</u> .....	4
1.	指定介護機関とは.....	4
2.	みなし指定.....	4
3.	介護機関の指定申請手続.....	4
	（参考）【介護機関の指定、変更、廃止等の事由と提出書類】（第9 関係様式 参照）.....	5
	＜参考＞介護保険法施行の際の経過措置と生活保護法における指定介護機関のみなし指定.....	6
4.	指定基準.....	7
	※1（参考）【生活保護法指定介護機関介護担当規程】.....	7
	※2（参考）【生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬】.....	8
	※3（参考）【生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第49条の2第2項（第1号除く）及び第3項の規定】.....	9
5.	指定通知.....	10
第4	指定介護機関の義務と留意事項.....	11
1.	介護担当義務.....	11
2.	介護報酬に関する義務.....	11
3.	指導等に従う義務.....	11
4.	届出の義務.....	11
5.	標示の義務.....	11
6.	居宅介護支援計画・介護予防支援計画の作成にあたって.....	11
第5	指定介護機関に対する指導及び検査について.....	12
1.	指導について.....	12
2.	検査について.....	13
3.	生活保護行政適正化について.....	14
第6	介護扶助制度の概要.....	15
1.	給付の範囲（法第15条の2第1項）.....	15
2.	給付の対象者と給付割合.....	15

3.	給付の方針.....	16
4.	給付の方法.....	17
	(参考)【介護扶助制度の概要】.....	18
第7	介護扶助の申請から決定まで.....	19
1.	介護扶助の申請.....	19
2.	介護扶助の決定.....	20
	〈参考：介護扶助の程度〉.....	20
	〈参考：生活保護の介護扶助に優先される公費〉.....	21
3.	介護券の発行.....	21
第8	介護報酬の請求手続.....	22
1.	介護券に基づく請求.....	22
2.	本人支払額の請求.....	22
	〈施設入所者の本人支払額の充当順位〉.....	22
	〈本人支払額の上限〉.....	22
	〈介護保険法施行令第二十二條の二の二〉.....	23
3.	施設入所、短期入所サービスに伴う食費及び（居住費）滞在費について.....	23
	【被保護者の個室利用について】.....	23
	〈参考 居住系施設における居住費及び滞在費について〉.....	24
4.	2号みなしの請求に係る取り扱い.....	24
5.	福祉用具（介護予防）、住宅改修（介護予防）、移送の給付に係る取扱い.....	25
6.	過誤及び再審査の取扱い.....	25
7.	介護扶助の受給資格確認について.....	26
8.	介護報酬請求権の消滅時効.....	26
9.	その他.....	26
	〈参考 高齢者向け住宅における生活保護実施に関する取り扱い指針について〉.....	26
	(参考)【介護扶助の給付事務手続】.....	27
第9	関係様式.....	28
第10	関係法令条文.....	42
第11	関係機関.....	60

# 第1 生活保護法のあらまし

## 1. 生活保護法の目的と原理原則

日本国憲法第25条には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定されています。

生活保護法（以下「法」という。）は、この憲法の理念に基づいて、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするものです。

このような目的を達成するため、法は、次のような基本原理・原則によって支えられています。

基本原理・原則		説明
基本原則	国家責任の原理 (法第1条)	日本国憲法第25条の理念により、国が生活に困窮するすべての国民に対し、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。
	無差別平等の原理 (法第2条)	生活に困窮するすべての国民は、法の定める要件を満たす限り、法による保護を無差別平等に受けることができます。
	最低生活保障の原理 (法第3条)	法により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければなりません。
	補足性の原理 (法第4条)	法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われます。
基本原則	申請保護の原則 (法第7条)	法による保護は、要保護者、その扶養義務者、または、その他の同居の親族の申請に基づいて、申請日以降開始されます。ただし、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても必要な保護を行うことができます。
	基準及び程度の原則 (法第8条)	法による保護の基準は厚生労働大臣が定めます。その基準は、要保護者の年齢、世帯構成、所在地域などの基準に応じて、必要な事情を考慮して定められています。
	必要即応の原則 (法第9条)	法による保護の決定及び実施については、要保護者の年齢、健康状態等その個人または世帯の実際の必要性を考慮した上で、有効かつ適切に行われます。
	世帯単位の原則 (法第10条)	法による保護の要否及び程度は、世帯を単位として定めます。ただし、これによりがたいときは、個人を単位として定められる場合があります。

## 2. 生活保護の方法と種類

生活保護は、その内容によって、8種類の扶助に分けられています。それぞれ最低限度を充足するに必要とされる限度において具体的な支給範囲が定められています。(法第11条)

種類	内容	給付
生活扶助	衣食その他の日常生活品を購入する生活費、光熱水費	現金給付
教育扶助	義務教育に必要な費用(学費、学用品、給食費、通学用品)	
住宅扶助	家賃や住宅を維持するのに必要な費用	
医療扶助	健康保険に準じて治療に必要な費用	現物給付 (原則)
介護扶助	介護サービスの利用に必要な費用	
出産扶助	分娩に必要な費用	現金給付
生業扶助	就労に必要な費用、高校就学費用	
葬祭扶助	葬祭に必要な費用	

それぞれの扶助は、要保護者の必要に応じて2種類以上同時に支給される場合(併給)もあれば、医療扶助のみの場合(単給)もあります。

## 3. 保護の実施機関

保護は、都道府県知事、市長及び社会福祉法に規定する福祉に関する事務所を管理する町村の長が保護の実施機関として、その所管区域内に居住地(居住地がないか、または明らかでない者については現在地)を有する要保護者に対して保護を決定し、実施する義務を負っています。  
(法第19条)

### 東大阪市内福祉事務所

名 称	所 在 地	郵便番号	電 話 番 号
東大阪市東福祉事務所	東大阪市旭町1-1	579-8048	072-988-6616
東大阪市中福祉事務所	東大阪市岩田町4-3-22-300	578-0941	072-960-9271~2(保護) 072-960-9273(医療)
東大阪市西福祉事務所	東大阪市高井田元町2-8-27	577-0054	06-6784-7696(保護) 06-6784-8993(医療)

## 4. 指定介護機関

生活保護制度の中で、介護扶助のための介護を担当する介護機関(介護事業者)は、国の開設した介護機関については厚生労働大臣の、その他の介護機関については、開設者の申請に基づき、事業所の所在地を所管する都道府県知事又は政令市、中核市の指定を受けることとされています。  
(法第54条の2)

この指定を受けた介護機関を「指定介護機関」といいます。(詳細は「第3 介護機関の指定」)

## 第2 中国残留邦人等に対する支援給付金制度のあらまし

中国残留邦人等に対する新たな支援策が平成20年4月より施行されました。①老齢基礎年金の満額支給 及び ②老齢年金支給額を補完する生活支援給付 を大きな柱としています。

### (1) 趣旨

新たな支援給付は、老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が図れない中国残留邦人等に対し、老齢基礎年金制度による対応を補完する制度として設けられたものであり、その内容は基本的には「生活保護制度」の例によるものとしています。

### (2) 対象者

支援給付の対象者は、次のとおりです。

- ① 「老齢基礎年金の満期支給」の対象となる者とその配偶者で、世帯の収入が一定の基準に満たない方
- ② 支援給付を受けている中国残留邦人等が死亡した場合の配偶者
- ③ 支援給付に係る改正法施行（平成20年4月1日）前に60歳以上で死亡した特定中国残留邦人等の配偶者で、法施行の際に生活保護を受けていた方

### (3) 基準

支援給付の基準額は生活保護法の最低生活費基準額と同一です。

### (4) 介護支援給付の概要

介護支援給付についても、介護扶助の取扱いに準じるものであり、介護支援給付の対象者は、生活保護と同様です。

### (5) 介護支援給付の給付手続き

要介護認定、ケアプランの作成及び介護券の送付など、介護支援給付の給付手続きについては、生活保護の介護扶助に準ずるものです。

### (6) 介護支援給付の給付手続き

本法受給者の介護支援給付の給付手続きにつきまして、居宅介護支援事業所は本人確認証を確認のうえ、ケアプラン（利用票、利用別表）を東大阪市生活支援部生活福祉室生活福祉課あてに送付願います。法に準じた介護券を送付させていただきます。なお、本制度は生活保護と同様に本人負担額はありません。

平成20年4月以降の新規指定の際には、法と本法の同時指定申請の取り扱いとさせていただきます。

### 第3 介護機関の指定

#### 1. 指定介護機関とは

指定介護機関とは、法による介護扶助を行なうため、介護を担当する機関をいい、国の開設した介護機関にあつては厚生労働大臣が、その他の介護機関については、都道府県知事、政令指定都市市長及び中核市市長（以下、「知事等」という。）が、管内の事業者について、その事業所ごとに指定し、指定の効力は全国に及びます（地域密着型も同様）。また、特定福祉用具販売事業者及び特定介護予防福祉用具販売事業者についても、知事等が指定介護機関として指定します。

※平成20年4月以降、新たに指定申請を行う場合は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(以下、「中国残留邦人等支援法」という。)に基づく支援給付の指定介護機関も同時に申請いただくこととなります。中国残留邦人等支援法にかかる介護支援給付は生活保護の介護扶助に準じた方法で実施されますが、詳細についてはサービスを受ける受給者の支援給付をしている福祉事務所へご確認ください。

#### 2. みなし指定

法の改正により、平成26年7月1日以降に介護保険法による指定または開設許可を受けた介護機関（介護事業所）については、法及び中国残留邦人等支援法（以下、「生活保護法等」という。）による指定を受けたものとみなされます（みなし指定）。よって、このみなし指定を受けた介護機関は生活保護法等の指定申請は不要となります。

ただし、平成26年6月30日以前に介護保険法の指定を受けているが生活保護法等の指定を受けていなかった介護機関は、みなし指定の対象とはなりませんので、生活保護法等による指定申請が必要となります。

また、平成26年7月1日以降に介護保険法による指定又は開設許可を受けた介護機関が、その時点で生活保護法等による指定は不要である旨、別段の申出（辞退）をされた場合は、生活保護法等における指定は行いません（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設については、他のサービスとは異なり別段の申出は行えません。ただし併設して行えるサービスについては可能です）。

なお、別段の申し出をした介護機関が、改めて生活保護法等の指定を希望するときは、指定申請が必要です。

介護保険法の指定または開設許可	生活保護法の指定	生活保護法の申請手続き
平成26年6月30日以前	あり	—
	なし	要
平成27年7月1日以降	みなし指定	不要
	別段の申出（辞退）	要

#### 3. 介護機関の指定申請手続

みなし指定を受けない介護機関が、生活保護法等の指定を受けるには、事業所ごとに指定申請の手続きが必要です。

生活保護法施行規則に規定のある以下の事項に変更等があった場合は、みなし指定を含め全ての生活保護法等指定介護機関において、介護保険法だけでなく生活保護法でも変更等の届出が必要です。

(参考)【介護機関の指定、変更、廃止等の事由と提出書類】(第9 関係様式 参照)

申請・届出を要する事項	提出書類
(1) 平成26年6月30日までに介護保険法の指定を受けていた事業所(介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設を除く)が新たに生活保護法の指定を受ける場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 指定申請書</li> <li>◆ 誓約書</li> <li>◆ 印鑑(代表者印)</li> </ul>
(2) 既に指定介護機関である場合 すでに他の介護サービスの指定を受けている事業所が、新たな介護サービスを行なう場合(介護予防も含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 介護事業者指定通知書の写し(みなし指定を除く)</li> </ul>
介護機関の名称、所在地、住居表示、電話番号の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 変更届</li> </ul>
開設者が法人の場合、法人名称、所在地、電話番号の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 介護事業者に交付される受理書の写し</li> </ul>
開設者が個人の場合、氏名、生年月日、住所、電話番号、職名	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 受理書の写し</li> </ul>
管理者の氏名、生年月日、住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ (みなし指定を除く)</li> </ul>
事業自体が廃止となる時 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 天災その他の原因により、介護機関の建物又は設備の相当部分が滅失し又は損壊した時</li> <li>◆ 開設者が死亡し、又は失踪の宣告をうけたとき</li> <li>◆ 開設者が自己の意思により当該介護機関を廃止したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 廃止届</li> <li>◆ 介護事業者に交付される受理書の写して廃止したことが確認できるもの(みなし指定を除く)</li> </ul>
事業廃止を伴わないが介護保険事業者番号が変更となったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 廃止届</li> <li>◆ 介護事業者に交付される受理書の写して廃止したことが確認できるもの(みなし指定を除く)</li> </ul>
指定介護機関が介護サービスの一部又は全てを廃止した場合(一部のサービスを廃止する場合は、そのサービス名を記載する) H26.7.1以前に指定を受けている事業者(みなし指定も含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 廃止届</li> <li>◆ 介護事業者に交付される受理書の写して廃止したことが確認できるもの(みなし指定を除く)</li> </ul>
指定介護機関が介護サービスの一部又は全てを休止した場合(一部のサービスを休止する場合は、そのサービス名を記載する)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 休止届</li> <li>◆ 介護事業者に交付される受理書の写して休止したことがわかるもの(みなし指定を除く)</li> </ul>
休止した指定介護機関が再開した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 再開届</li> <li>◆ 介護事業者に交付される受理書の写して再開したことがわかるもの(みなし指定を除く)</li> </ul>
介護保険法により指定の取消し等の処分を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 処分届</li> <li>◆ 介護事業者処分通知書の写し(みなし指定を除く)</li> </ul>
指定介護機関が生活保護法等の指定を辞退しようとする場合(辞退しようとする日の30日以上前に届出が必要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 辞退届</li> </ul>

- ※ 申請様式に関しましては東大阪市ウェブサイトをご参照ください。
- ※ 地域密着型サービスは、介護保険上の指定は市町村長ですが、生活保護法の指定は知事（政令市、中核市においては市長）が行います。
- ※ 「特定施設入居者生活介護」、「認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」、「介護予防特定施設入居者生活介護」及び「介護予防認知症対応型共同生活介護」の指定申請には以下の書類が必要です。
  - 「入居に関する契約書」のひな型、「入居に関する重要事項説明書」等の入居利用料が確認できるもの
- ※ 医療機関・診療所の通所リハビリテーション（介護予防含む）の指定申請には「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の写しが必要です。
- ※ 介護保険法では6年ごとに更新申請が必要となりますが、生活保護法等においては、更新制度はありません。このため、介護保険法に基づく指定が更新されなかった場合には、生活保護法等において、指定基準を満たさないことになるので、辞退届又は廃止届を提出していただく必要があります。
- ※ 訪問看護ステーションで「医療扶助」の請求を行う場合は、みなし指定とはなりませんので別途、法指定医療機関の指定申請が必要です。

<参考>介護保険法施行の際の経過措置と生活保護法における指定介護機関のみなし指定

介護機関	開設等要件発生日	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	訪問看護	訪問リハビリ	居宅療養管理指導	通所リハビリ	短期入所療養介護	短期入所生活介護	介護保険法のみなし指定
特別養護老人ホーム	平成12年3月31日以前	○								
	平成12年3月31日以降	○								
介護老人保健施設	平成12年3月31日以前		○							通所リハビリテーションと短期入所療養介護は指定があったとみなされる。
	平成12年3月31日以降									
訪問看護事業者	平成12年3月31日以前			○						介護保険法の指定機関となれば保険医療機関とみなされる
	平成12年3月31日以降									
病院 診療所	平成12年3月31日以前			○	○	○				保険医療機関となると医療機関が辞退しないかぎり先の事業について介護保険の指定があったとみなされる
	平成12年3月31日以降									
歯科	平成12年3月31日以前					○				
	平成12年3月31日以降									
薬局	平成12年3月31日以前					○				
	平成12年3月31日以降									

 介護保険法におけるみなし指定

○ 生活保護法におけるみなし指定（ただし、医療機関については生活保護法の指定医療機関に限る）

## 4. 指定基準

前記の申請があった場合、次の基準により指定します。

- (1) 介護保険法の規定による指定又は許可を受けているものであって、介護扶助のための介護について理解を有していると認められるものであること。
- (2) 「指定介護機関介護担当規程」(※1) 及び「生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を定める件」(※2) に従って、適切に介護サービスを提供できると認められるものであること。
- (3) 法第54条の2第5項において準用する同法49条の2第2項第1号を除く各号(※3) のいずれかに該当するときは、都道府県知事等は指定介護機関の指定をしてはならないことになっている。また、同条第3項各号(※3) のいずれかに該当するときは、都道府県知事等は指定介護機関の指定をしないことができる。
- (4) 特定施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、介護予防特定施設入所者介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護については、入居に係る利用料が住宅扶助により入居できる額であること。  
なお、基準該当居宅サービス事業所は法指定介護機関の指定対象外です。

※1 (参考)【生活保護法指定介護機関介護担当規程】

(平成12年3月31日 厚生労働省告示第191号)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条第1項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

(指定介護機関の義務)

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者(以下「要介護者」という。)の介護を担当しなければならない。

(提供義務)

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

(介護券)

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

(援助)

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護につき、必要な証明書又は意見書の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(介護記録)

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービス

の提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から五年間保存しなければならない。

(通知)

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない

- 1 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 2 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

※2 (参考)【生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬】

(平成12年4月19日厚生省告示第214号)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定に基づき、生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第127条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第145条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 二 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第136条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 三 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第9条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 四 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第11条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 五 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)第12条第3項第3号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- 六 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)第14条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 七 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第

35号)第百135条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第190条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。

八 介護保険法(平成9年法律第123号)第51条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。

九 介護保険法第51条の3第5項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

一〇 介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。

一一 介護保険法第61条の3第5項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

改正文 (平成一七年九月三〇日厚生労働省告示第四四九号) 抄  
平成十七年十月一日から適用する。

改正文 (平成一八年三月三一日厚生労働省告示第二九八号) 抄  
平成十八年四月一日から適用する。

改正文 (平成二〇年三月三一日厚生労働省告示第一七二号) 抄  
平成二〇年四月一日から適用する。

改正文 (平成二四年三月二九日厚生労働省告示第一八一号) 抄  
平成二十四年四月一日から適用する。

附 則 (平成三〇年三月三〇日厚生労働省告示第一八〇号抄)

1 この告示は、平成三十年四月一日から適用する。

改正文 (令和二年八月二七日厚生労働省告示第三〇二号) 抄  
令和二年十月一日から適用する。

※3 (参考)【生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第49条の2第2項(第1号除く)及び第3項の規定】

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。

二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 申請者が、第51条第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管

理者であつた者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五 申請者が、第51条第2項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、第54条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第51条第2項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

七 第5号に規定する期間内に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、申請者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第2号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

3 厚生労働大臣は、第1項の申請があつた場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。

一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第50条第2項の規定による指導を受けたものであるとき。

二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不適當と認められるものであるとき。

## 5. 指定通知

東大阪市長は、介護機関を指定したときは、申請者に指定通知書を交付するとともに、その旨を東大阪市掲示場に告示します。

※ みなし指定につきましては、指定通知書の交付及び東大阪市掲示場への告示はおこないません。

## 第4 指定介護機関の義務と留意事項

福祉事務所から要介護者の介護の委託を受けた指定介護機関は、次の事項を遵守しなければなりません。

### 1. 介護担当義務

- ① 福祉事務所から委託を受けた要介護者及び要支援者について誠実かつ適切にその介護を担当すること。 (法第50条第1項)
- ② 指定介護機関介護担当規程に従うこと。
- ③ 指定介護機関の介護の方針及び介護の報酬は、介護保険の介護の方針及び介護の報酬の例によること。 (法第52条第1項)

### 2. 介護報酬に関する義務

- ① 被保護者について行った介護に対する報酬は、法による介護の報酬に基づき所定の請求手続きにより請求すること。(法第52条第2項)
- ② 介護内容及び介護報酬の請求について市長の審査を受けること。 (法第53条第1項)
- ③ 市長の行う介護報酬額の決定に従うこと。 (法第53条第2項)

### 3. 指導等に従う義務

- ① 被保護者の介護について市長の行う指導に従うこと。 (法第50条第2項)
- ② 介護サービス内容及び介護報酬請求の適否に関する市長の報告命令に従うこと。 (法第54条第1項)
- ③ 市長が当該職員に行わせる立入検査を受けること。 (法第54条第1項)

### 4. 届出の義務

- ① 指定介護機関は、届出事項に変更が生じた場合、該当する届出を速やかに行うこと。 (法第50条の2)

### 5. 標示の義務

- ① 指定介護機関は、「生活保護法指定」の標示をその業務を行う場所の見やすい箇所に提示しなければならない。 (規則第13条)

### 6. 居宅介護支援計画・介護予防支援計画の作成にあたって

- ① 介護保険の区分支給限度額の範囲内の計画を作成してください。
- ② サービス提供事業者は、生活保護の指定介護機関から選んでください。
- ③ 被保護者のプライバシーの保護に十分配慮してください。
- ④ 2号みなしの受給者が障害者総合支援法の介護給付を受ける場合は、介護保険区分支給限度額との調整が必要になります。
- ⑤ 介護券の発券には、福祉事務所へ居宅サービス計画等の提出が必要です。

## 第5 指定介護機関に対する指導及び検査について

### 1. 指導について

	指導		検査
目的	被保護者の処遇向上と自立助長に資するため、法による介護の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、介護扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図る。		被保護者に係る介護サービスの内容及び介護の報酬の請求の適否を調査して介護の方針を徹底させ、介護扶助の適正な実施を図る。
対象	すべての指定介護機関		個別指導の結果、検査を行う必要があると認められる介護機関及び個別指導を拒否する指定介護機関
内容及び方法	一般	法並びにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項について周知徹底を図るため、講習会、懇談、広報、文書等の方法により行う。	被保護者に係る介護サービスの内容及び介護の報酬の請求の適否について、介護給付費公費受給者一覧表等と介護記録その他の帳簿書類の照合、設備等の調査により実地に行う。 必要に応じ要介護者等についての調査を合わせて行うこととする。
	個別	被保護者の介護サービス給付に関する事務及び給付状況等について介護記録その他の帳簿類等を閲覧し、懇談指導を行う。 特に必要があると認められるときは、被保護者についてその介護サービスの受給状況等を調査することができる。	
根拠法	生活保護法第54条の2第5項 (生活保護法第54条第1項準用)		生活保護法第54条の2第5項 (生活保護法第54条第2項準用)

#### (1) 目的

指定介護機関に対する指導は、被保護者の処遇の向上と自立助長に資するため、生活保護法による介護の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、介護扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的としています。

#### (2) 対象

すべての指定介護機関

#### (3) 内容及び方法

##### ア 一般指導

一般指導は、法ならびにこれに基づく命令、告示、通達に定める事項について、その周知徹底を図るため、講習会、懇談、広報、文書等の方法により実施します。

##### イ 個別指導

- ① 個別指導は、被保護者の処遇が効果的に行われるよう福祉事務所と指定介護機関相互の協力体制を確保することを主眼として、被保護者の介護サービスの給付に関する事務及び給付状況等について介護記録その他の帳簿書類等を閲覧し、懇談指導を行います。

す。なお、個別指導を行ったうえ、特に必要があると認められるときは、被保護者についてその介護サービスの受給状況等を調査する場合があります。

② 個別指導は原則として実地にて行います。

(4) 実施上の留意点

指導の実施に際しては、できるだけ介護保険担当部局等の行う指導計画等と調整を図り、実施の日時、場所等を対象の指定介護機関に文書で通知します。

## 2. 検査について

(1) 目的

指定介護機関に対する検査は、被保護者にかかる介護サービスの内容及び介護報酬の請求の適否を調査して介護の方針を徹底し、介護扶助の適正な実施を図ることを目的としています。

(2) 対象

検査は、次の場合に行います。

① 個別指導の結果、検査を行う必要があると認められる指定介護機関及び個別指導を受けることを拒否する指定介護機関

② 上記以外の指定介護機関であって、介護サービスの内容または介護報酬の請求に不正または不当があると疑うに足りる理由があって直ちに検査を行う必要があると認められる場合

(3) 内容及び方法

検査は、被保護者にかかる介護サービスの内容及び介護報酬の請求の適否について、介護給付費公費受給者別一覧表等と介護記録その他の帳簿書類の照合、設備等の調査により実地に行います。

なお、必要に応じ要介護者等についての調査を併せて行います。

(4) 実施上の留意点

指導の実施に際しては、できるだけ介護保険担当部局等の行う指導計画等と調整を図り、実施の日時、場所等を対象の指定介護機関に文書で通知します。

(5) 検査後の措置

① 行政上の措置

行政上の措置は、介護サービスの内容又は報酬の請求の不正又は不当の程度に応じて、指定取消、指定の全部又は一部の効力停止、戒告、注意となります。

② 経済上の措置

不正又は不当な介護サービス及び介護の報酬の請求により介護の報酬に過払いが認められるときは、国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）から支払われる介護の報酬の額からこれを控除します。ただし、控除すべき介護の報酬がない場合は、これを保護の実施機関に直接返還いただきます。

また、指定の取消しの処分、指定の全部若しくは一部の効力停止の処分を行った場合には、原則として、法第78条第2項の規定により、返還額に100分の40を乗じて得た額も保護の実施機関にお支払いいただきます。

③ 行政上の措置の公表等

検査の結果、指定の取消を行った時には、その旨を告示します。

行政上の措置	介護サービスの内容又は報酬の請求の不正又は不当の程度に応じる。	
	注意	違反勧告と改善報告
	戒告	勧告内容に関する改善命令
	指定の全部又は一部の効力停止	指定の効力停止（法 54 条の 2 第 4 項、5 項）
	指定取消	指定の取消（法 54 条の 2 第 4 項、5 項）
聴聞	取消又は効力停止の場合は、行政手続法の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行う。	
経済上の措置	注意・戒告	不正又は不当な介護報酬のうち介護扶助に係る額
	指定取消又は効力の停止	原則として、法第 78 条第 2 項の規定により返還額に 100 分の 40 を乗じて得た介護扶助額の返還
措置の公表	検査の結果、指定の取消を行った時には、法第 55 条の 3 の規定に基づきすみやかにその旨を告示するとともに、その介護機関の事業活動区域を所管する保護の実施機関及び国保連に情報提供を行う。	

### 3. 生活保護行政適正化について

本市では、生活保護受給者が約 3.49%で、市の予算全体の約 2 割を占める状況となり、財政硬直化の主たる要因ともなっています。これを受け、平成 24 年 1 月に市長を本部長とした「生活保護行政適正化推進本部」が設置されました。

また、平成 24 年 9 月には、適正化に向け具体的な内容や数値目標を盛り込んだ「東大阪市生活保護行政適正化行動計画」を策定しました。この計画の中で、介護扶助の適正化も推進しており、福祉事務所に専門の介護扶助適正化推進員を配置し、請求内容の検証や請求誤りの点検などさせていただきます。

さらに、平成 28 年 4 月には、「生活保護行政適正化行動計画」の期間満了を受け、継続的に取り組む必要のある市独自施策の基本的な方針として「生活保護行政適正化方針」を策定し、真に介護を必要とする受給者に対して、適切なサービス提供がなされる状況を確認するべく、介護扶助の適正化対策を講じていきます。

## 第6 介護扶助制度の概要

### 1. 給付の範囲 (法第15条の2第1項)

- ① 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る）
- ② 福祉用具
- ③ 住宅改修
- ④ 施設介護
- ⑤ 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る）
- ⑥ 介護予防福祉用具
- ⑦ 介護予防住宅改修
- ⑧ 介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画又は介護予防ケアマネジメントに相当するものに限る）
- ⑨ 移送（介護保険制度にはない生活保護制度独自のもの）

⑨を除き、介護保険の給付対象を介護扶助の対象としています。

### 2. 給付の対象者と給付割合

介護保険 被保険者区分		介護保険 被保険者資格	介護扶助対象者	介護費用の負担割合	
65歳以上	第1号 被保険者	市町村の区域内 に住所を有する 65歳以上の者	要介護認定又は要 支援認定された 者、介護予防・日 常生活支援の事業 対象者	介護保険給付	介護扶助
				介護サービス費 9割	介護サービス費 1割
40歳以上 65歳未満	第2号 被保険者	市町村の区域内 に住所を有する 40歳以上65 歳未満の医療保 険加入者	介護保険法施行令 第2条各号に規定 する特定疾病に起 因し、要介護認定 又は要支援認定さ れた者	高額介護 サービス費	自己負担上限 15000円 以内の額
				特定入所者 介護サービス費	食費・居住費等の 自己負担限度額
	被保険者 以外の者 (2号 みなし)	被保護者は国民 健康保険適用除 外のため介護保 険も未加入とな り被保険者資格 がない		介護保険給付対象となる 費用の全額を介護扶助で負担 介護扶助10割	

※ 2号みなしの者で自立支援給付（障害者総合支援法）による障害福祉サービス等の給付を受けることができる場合はそれらを優先的に活用します。

### 3. 給付の方針

介護扶助の給付は、原則として現物給付で行われます。居宅介護、介護予防・日常生活支援及び施設介護の「現物給付」は、指定介護機関にサービスの提供を委託して行うことを原則とします。介護扶助の「現物給付」は国保連を通じて、福祉事務所等が指定介護機関に介護扶助費として支払うことにより行われます。

しかし、「現物給付」によることができないか、これによることを適当としないときは、「金銭給付」によることができます。「金銭給付」の場合は、介護扶助費は被保護者に対して交付されます。

#### (1) 居宅介護、介護予防、介護予防・日常生活支援及び施設介護サービス

介護扶助の居宅介護等の範囲は、居宅介護支援計画に基づいて行われます。居宅介護支援計画は、原則として、法による指定介護機関の指定を受けた居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画や介護予防サービス計画である必要があります。また、居宅介護等における介護扶助の程度は、介護保険法に定める区分支給限度支給額の範囲内となります。

介護予防・日常生活支援についても居宅介護と同様です。

施設介護には、介護福祉施設サービス、介護保険施設サービス、介護療養施設サービス、介護医療院サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費があります。2号みなしの受給者は、施設サービス費については、介護扶助として支給されますが、特定入所者介護サービス費（補足給付）が受けられないため、補足給付に相当する額が介護扶助で支給されます。

※ 居住費については、「多床室」を原則とします。

#### (2) 福祉用具、介護予防福祉用具

##### ① 給付方針

福祉用具の種目は、厚生労働大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目（平成11年3月31日厚生省告示第94号）に規定する福祉用具であること。

2号みなしの場合、障害者自立支援法第77条第1項第2号の規定に基づく日常生活上の便宜を図るための用具の給付又は貸与を受けることができない場合であること。また、居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目（平成11年3月31日厚生省告示第94号）に規定する福祉用具であること。

##### ② 費用

被保護者の保険者たる市町村（2号みなしについては居住する市町村）の介護保険法に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額又は居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額の範囲内において、必要な最小限度の額とすること。

#### (3) 住宅改修、介護予防住宅改修

##### ① 範囲

住宅改修の範囲は、厚生労働大臣の定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類（平成11年3月厚生省告示第95号）に規定する種類の住宅改修であること。

2号みなしの場合、東大阪市重度身体障害者住宅改修費助成制度の対象とならない場合であること。また、居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類（平成11年3月厚生省告示第95号）に規定する種類の住宅改修であること。

## ② 程 度

被保護者の保険者たる市町村（2号みなしについては居住する市町村）の介護保険法に規定する居宅介護住宅改修費支給限度基準額又は介護予防住宅改修費支給限度基準額の範囲内において、必要な最小限の額とすること。

## (4) 移 送

次のいずれかの場合に限るものとし、その費用は最小限度の実費とします。(①から③については、当該事業所の通常の事業の実施地域以外に被保護者の居宅がある場合であって、近隣に適当な事業者がない等、真にやむを得ないと認められる場合に限り)

- ① 訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、第1号訪問事業及び第1号通所事業の利用に伴う交通費又は送迎費
- ② 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護及び短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護の利用に伴う送迎費
- ③ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導のための交通費
- ④ 介護施設へ入所、退所に伴う移送のための交通費

## 4. 給付の方法

### (1) 居宅介護、介護予防、介護予防・日常生活支援及び施設介護サービス

原則として現物給付の方法によります。

### (2) 福祉用具、介護予防福祉用具、住宅改修、介護予防住宅改修及び移送の給付

原則として金銭給付の方法によるものとします。(受領委任払いも可能。) 介護保険被保険者については、介護保険法による保険給付(金銭給付)がなされたときは、その費用を返還しなくてはなりません。

介護扶助	内容	給付方法
居宅介護 介護予防 介護予防・日常生活支援	居宅サービスについて居宅介護(介護予防)支援計画等に基づき支給を決定し現物給付します。	現物給付
福祉用具 介護予防福祉用具	被保護者の申請により、福祉用具購入の対象であるかを確認し、原則として現金給付します。	現金給付
住宅改修 介護予防住宅改修	被保護者の申請により、住宅改修の対象であるかを確認し、原則として現金給付します。	現金給付
施設介護	施設サービスについて施設サービス計画等に基づき支給を決定し現物給付します。	現物給付
移送	居宅サービス利用時の交通費や介護施設への入所・退所に伴う移送の交通費等(なるべく現物給付)について、最小限の実費を支給します。	現物給付

(参考)【介護扶助制度の概要】

	65歳以上の 介護保険被保険者 (第1号被保険者)	40歳以上65歳未満	
		介護保険被保険者 (第2号被保険者)	被保険者以外の者 (2号みなし)
給付対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要介護者 (介護保険法7条2項)</li> <li>○要支援者 (介護保険法7条4項)</li> <li>○事業対象者 (附則140条62の4)</li> </ul>	<p>介護保険法施行令第2条各号の特定疾病(老化が原因とされる病期)により要介護状態又は要支援状態となった者</p> <p>特定疾病</p> <p>①末期がん(医師が判断したものに限る)、②関節リウマチ、③筋萎縮性側索硬化症④後縦靭帯骨化症、⑤骨折を伴う骨粗鬆症、⑥初老期における認知症、⑦進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病、⑧脊髄小脳変性症、⑨脊柱管狭窄症、⑩早老症、⑪多系統萎縮症、⑫糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、⑬脳血管疾患、⑭閉塞性動脈硬化症、⑮慢性閉塞性肺疾患、⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症</p>	
保険料	○保険料は市町村ごと、所得別に設定されるが、生活保護では、最も低い段階が適用される。	○ 保険料は加入している医療保険者ごとに所得額に応じて設定される。	○ 介護保険の被保険者ではないため、保険料の負担はない。
納付方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村が徴収</li> <li>○月1万5千円以上の老齢基礎年金等受給者は年金からの天引き</li> </ul>	○ 加入している医療保険の保険料と一括して徴収 (健康保険の被扶養者は、医療保険被保険者全体で負担するので、直接負担はない)	

## 【介護扶助の内容】

### (1) 介護保険被保険者（第1号被保険者及び第2号被保険者）

#### ①居宅サービス

介護保険給付（9割）	介護扶助（1割）
介護サービス	

#### ②施設サービス

介護保険給付（9割）	介護扶助（1割）	補足給付	介護扶助 （標準負担額 300円/日）
介護サービス			食事

### (2) 2号みなし

#### ①居宅サービス

介護扶助（10割）
介護サービス

#### ②施設サービス

介護扶助（10割）	介護扶助（10割）
介護サービス	食事

## 第7 介護扶助の申請から決定まで

### 1. 介護扶助の申請

介護扶助を受けようとする者は、福祉事務所長に対して保護の申請をする必要があります。

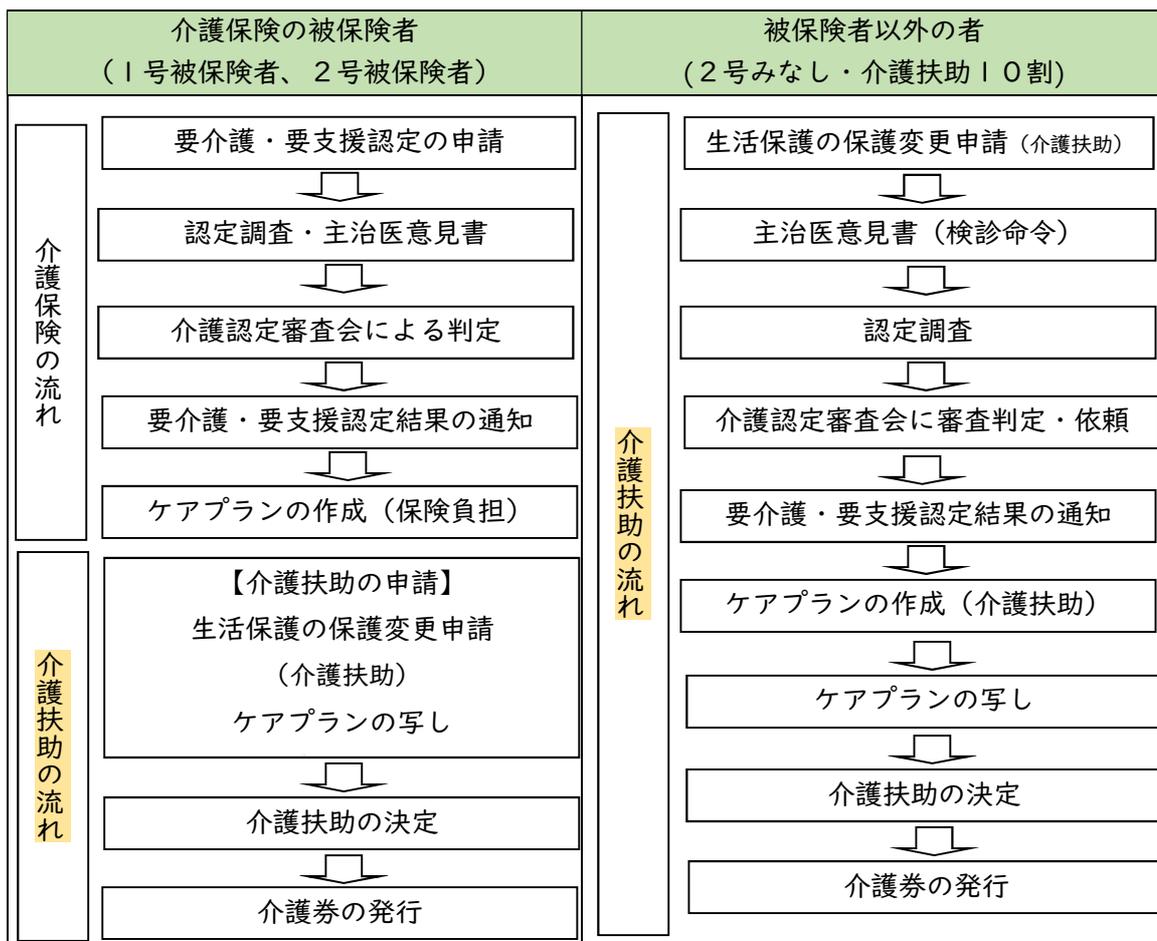
#### (1) 介護保険の被保険者（第1号被保険者及び第2号被保険者）である被保護者

保護申請書（保護変更申請書）に、介護保険の被保険者証、居宅介護支援計画（介護予防支援計画）の写し（居宅サービス計画1・2・3、サービス利用票兼居宅サービス計画及びサービス利用票別表）を添付し、福祉事務所長に提出します。

#### (2) 2号みなし

保護申請書（保護変更申請書）に介護扶助を必要とする理由等を記載した上、福祉事務所長に提出します。

福祉事務所長は市町村の介護認定審査会に要介護認定審査判定の依頼を行い、審査判定結果に基づき、福祉事務所において要介護認定等を行います。



## 2. 介護扶助の決定

福祉事務所長は、要介護認定（要支援認定）結果及び居宅介護支援計画等に基づき、介護扶助の決定を行います。居宅介護（介護予防居宅介護及び介護予防・日常生活支援）に係る介護扶助の程度は、介護保険法に定める居宅介護サービス費区分支給限度基準額又は居宅支援サービス費区分支給限度基準額の範囲内とします。

〈参考：介護扶助の程度〉

介護扶助の程度は、生活保護法第8条に被保護者の需要を基とし、不足分を補う程度において行うもので、必要な事情を考慮して最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これを超えないものでなければならないとされています。

居宅介護、福祉用具、住宅改修又は施設介護に係る費用	生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条の規定による介護の方針及び介護の報酬に基づき、その者の介護サービスに必要な最小限度の額
---------------------------	---

厚生労働大臣の定める基準 昭和38年厚告158「生活保護法による保護の基準」

また、介護扶助に優先して活用することのできる他法他施策（障害者自立支援法等）がある場合は、他法他施策を活用します。（次頁の生活保護の介護扶助に優先される公費参照）

<参考：生活保護の介護扶助に優先される公費>

公費負担医療等	負担割合	対象サービス	受給者の負担割合	資格証明等
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(精神通院医療)	100	訪問看護、介護予防訪問看護	介護保険優先、残りを全額公費	受給者証
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(一般疾病医療費の給付)	100	介護老人保健施設サービス及び介護医療院サービス含め医療系サービス(介護予防サービスを含む)の全て ※食費及び居住費を除く(介護扶助で給付されます)	介護保険優先、残りを全額公費	被爆者健康手帳
難病の患者に対する医療等に関する法律(難病医療費助成)	100	訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関及び介護医療院の訪問リハビリテーション、医療機関及び介護医療院の介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導及び介護療養施設サービス及び介護医療院サービス	介護保険優先、残りを全額公費	受給者証
被爆体験者精神影響等調査研究事業	100	訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスの医療系サービスの全て。 ※食費及び居住費を除く(介護扶助で給付されます)	介護保険優先、残りを全額公費	受給者証
原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業	100	訪問介護、訪問型サービス(みなし)及び訪問型サービス(独自) (前年度の収入により決定、申請先は保健センター)	介護保険優先、残りを全額公費	被爆者健康手帳(要受給資格認定)
原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業	100	介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護、 <u>介護予防認知症対応型共同生活介護</u> 、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、通所型サービス(みなし)及び通所型サービス(独自)	介護保険優先、残りを全額公費	被爆者健康手帳
生活保護の介護扶助	100	介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業の給付対象サービス	介護保険優先、利用者本人負担有	介護券

### 3. 介護券の発行

介護扶助は、介護予防・日常生活支援(訪問助け合いサービス及び通所型つどいサービスのみ)、福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)、住宅改修(介護予防住宅改修)及び移送を除き、介護券を発行して行われます。介護券は暦月を単位として、サービスの給付を委託する指定介護機関に送付します。介護券の取扱いについては、以下の点にご留意下さい。

○ 有効な介護券であることの確認

被保護者への介護サービスの提供にあたっては、有効な介護券であるかを確認してください。介護券は福祉事務所において、必要事項を記載され、福祉事務所長印を押したものをもって有効とします。

○ 本人支払額の徴収

介護券に本人支払額が記載されている場合は、その額を被保護者から徴収してください。外泊等で記載された額が徴収できない場合は、速やかに福祉事務所にその旨を連絡し調整してください。

○ 介護券の保管及び処分

指定介護機関の支払請求月から最低6ヶ月間保存し、保存期間終了後は、指定介護機関の責任のもと、プライバシーの保護に留意の上、処分してください。

## 第8 介護報酬の請求手続

### 1. 介護券に基づく請求

介護扶助の請求は、福祉事務所から発行される介護券に基づき、公費負担者番号及び受給者番号等を介護給付費明細書へ正確に転記し、国保連に毎月10日までに請求してください。

※ 介護報酬請求の際の留意事項

下記の点にご留意の上、介護報酬をご請求下さい。

- ① 介護券に本人支払額が記載されている場合は、直接本人から記載されている額を徴収し、残額を介護報酬として国保連に請求して下さい。
- ② 介護券から介護給付費明細書に必要事項を正確に転記してください。
- ③ 被保険者以外の者(2号みなし)の居宅介護支援費(ケアプラン作成料)は、福祉事務所から介護券の交付を受けてから、全額介護扶助で国保連に請求してください。
- ④ 居宅療養管理指導は、給付管理の対象外となっていますが、介護券の発行はサービス利用票に基づき行われます。担当のケアマネジャーへ連絡し居宅サービス計画に位置付けてサービス利用票へ記載してもらうようにしてください。
- ⑤ 当該月に介護サービス等の利用がなかった場合は、送付した介護券は福祉事務所へ返送してください。
- ⑥ 東大阪市には3つの福祉事務所があります。それぞれ中・西・東福祉事務所の公費負担者番号は違いますので請求時にご注意ください。

### 2. 本人支払額の請求

福祉事務所では、介護扶助を決定する際に介護扶助が対象となる費用について、被保護者が負担できる収入があると認定した場合には、その負担できる額を本人支払額として介護券に記入します。指定介護機関は、交付された介護券に本人支払額が記入されている場合は、その額を当該被保護者に請求してください。

介護給付費明細書の公費分本人負担額の欄に記載します。公費分本人負担額がある場合は、その額を差し引いた額が公費請求額となります。

<施設入所者の本人支払額の充当順位>

施設入所者で本人支払額がある場合は、本人負担額は次の順位で充当します。

- ①施設介護費(上限15000円)、②食費(300円×入所日数が上限)、③居住費(原則なし)

<本人支払額の上限>

	支払い上限額	食費及び滞在費
1号被保険者、2号被保険者	15000円	利用者負担額
被保険者以外の者(2号みなし)	介護費用の全額	費用の全額

※ 被保険者は高額介護サービス費の対象となるため、生活保護受給者の場合は介護保険法施行令第二十二條の二の二の四の規定により第1段階の本人負担限度額が支払いの上限となります。

＜介護保険法施行令第二十二條の二の二＞

4 要介護被保険者が被保護者である場合において、当該要介護被保険者が同一の月において受けた居宅サービス等に係る介護サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額が一万五千円を超えるときは、当該得た額から一万五千円を控除して得た額を高額介護サービス費として当該要介護被保険者に支給する。

### 3. 施設入所、短期入所サービスに伴う食費及び（居住費）滞在費について

被保護者が、短期入所サービスや施設サービスを利用する場合に食費や居住費の減免を受けるには、被保険者と同様に保険者に対して負担限度額認定申請を行う必要があります。被保護者の個室及びユニット型居室の利用は施設入所に関しては、原則として認められませんが利用料の減免により居室料がかからない場合は認められます。

また、短期入所サービスについては滞在費を本人が支払える場合については認められます。

＜被保護者が利用できる利用者負担軽減制度等＞

		食費	滞在費・居住費
介護保険負担限度額認定 (特定入所者介護サービス費)	1号・2号	○	○
	2号みなし	×	×
社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担軽減制度事業	1号・2号	×	○
	2号みなし	×	○

#### 【被保護者の個室利用について】

居室の種類	施設入所	短期入所	備考
多床室	○	○	
従来型個室	▲	○	短期入所は被保護者本人が滞在費を支払える場合は利用可、福祉事務所からの扶助は行われぬ。
ユニット型個室	▲	○	
ユニット型個室的多床室	▲	○	
特別な居室	×	×	利用者が選定する特別な居室

○利用可、▲例外的対応または減免等により費用が発生しない場合は可、×利用不可

平成17年9月30日 厚生労働省社会・援護局保護課 事務連絡より

#### ＜介護保険の被保険者＞

項目	区分	施設入所			短期入所				
		介護扶助	請求方法	本人負担	介護扶助	請求方法	本人負担		
食費		300円	国保連	0円	給付なし (介護保険の補 足給付)	国保連	300円		
多床室		0円		0円			0円		
居住費	従来型個室(特養)	原則利用不可 (社福の減免等を活用) 例外対応のみ福祉事務所払い							320円
	//(老健・療養型)								490円
	ユ型個室的多床室								490円
	ユニット型個室						820円		

※ 食費について300円/日を超える額で国保連に請求した場合は返戻されます。

※ 例外対応は、個室入居者が被保護者となり転所が行われるまでの期間に費用が発生する場合などが該当します。

※ 被保護者に係る食費及び居住費(滞在費)については介護保険の「食費の基準費用額」及び「居住費(滞在費)の基準

費用額」の値の範囲内であることが義務付けられています。

<参考>生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬（厚生省告示第214号 平成12年4月19日）

一～七	利用者が選定する特別な居室や療養室の提供を行わないことが記載されています。
八	介護保険法第51条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第一号に規定する食費の基準費用額又は同項第二号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は行わない。
九	介護保険法第51条の3第5項に基づき特定入居者介護サービス費の支給があったとみなされた場合にあっては、同条第2項第一号に規定する食費の負担限度額又は同条第二号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払いを受けてはならない。（以下略）

≪介護保険の被保険者以外のもの（2号みなし）≫

項目	区分	施設入所			短期入所		
		介護扶助	請求方法	本人負担	介護扶助	請求方法	本人負担
	食費	1445円		0円	1145円		300円
居住費等	多床室（特養）	855円	国保連	0円	福祉 事務所 払い	0円	
	//（老健・療養型）	377円		0円		377円	
	従来型個室（特養）	原則利用不可 （社福の減免等を活用）		851円			
	//（老健・療養型）	例外対応のみ福祉事務所支払い		1178円			
	ユ型個室的多床室			1178円			
	ユニット型個室			1186円			

※ 2号みなしの受給者は、短期入所の食費及び居住費は、被保険者ではないため補足給付の対象にはなりません。福祉事務所で補足給付相当額を介護扶助として給付します。

<参考 居住系施設における居住費及び滞在費について>

	居住費及び滞在費（泊りの費用）
（介護予防）特定施設入居者生活介護	住宅扶助の範囲内であれば入居可能 居住費は住宅扶助にて支払われる
地域密着型特定施設入居者生活介護	
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	
小規模多機能型居宅介護	泊りの費用は自己負担
看護多機能型居宅介護	本人が支払えれば宿泊可能
通所介護事業所の泊り	（高額となるため十分に説明を行うこと）

4. 2号みなしの請求に係る取り扱い

2号みなしの介護報酬の請求は、被保険者と同様に国保連を通じて行います。被保険者番号の頭に「H」から始まる番号となっている受給者が2号みなしです。被保険者と違う点は、保険給付が0%で公費負担が100%となる点です。また、被保険者ではないので高額介護サービス費の適用もありません。全額が公費負担として支払われます。補足給付の適用にもなりませんが、施設入所の受給者に関しては国保連を通じて補足給付相当額が支払われます。短期入所サービスに関しては、補足給付相当額を福祉事務所に直接請求することとなります。

被保険者とは違う点が様々ありますので詳細は福祉事務所へお問い合わせください。

	要介護または要支援の状態にある被保護者		
	40歳以上 65歳未満		65歳以上
	医療保険未加入者	医療保険加入者	
被保険者資格	被保険者以外の者 (2号みなし)	2号被保険者	1号被保険者
介護保険の適用	適用除外	適用され被保険者となる	
被保険者番号	Hから始まる	任意の数字	
要介護認定	生活保護により行う (介護認定を委託する)	介護保険法により保険者が行う	
居宅介護支援計画 (ケアプランの作成)	指定介護機関の居宅介護支援事業者 にケアプランの作成を委託	介護保険法に基づき居宅介護支援事業者が ケアプランを作成	
支援計画費用負担 (ケアプランの費用)	費用は介護扶助 10割	介護保険による 10割給付	
支給限度額	介護保険の支給限度額の範囲内で給付される。		
指定介護機関	生活保護法の指定介護機関からのサービスに限る		
保険給付率	0%	90% ※2	
介護扶助負担割合	介護扶助 100% 介護サービスに係る費用の全額 (居宅サービスの食費・居住費を除く)	介護給付費の利用者負担部分 (10%) 施設サービスの場合は食事の負担限度額	
補足給付	介護扶助により行う	介護保険給付により行う	
高額介護サービス費	適用とならない	適用され、上限額が 15000 円となる	
障害者施策	障害者施策が優先	介護保険優先	
	原則として区分支給限度額－総合支援給付費＝介護扶助可能額となる。	介護保険で給付されないものは障害者施策での利用が可能	

※ 被保険者以外の者は、介護扶助決定の一環として、福祉事務所が保険者の事務を行うこととなります。

※2 被保護者の場合、給付制限があっても一時的に停止されるため保険負担額は 90% になります。

## 5. 福祉用具（介護予防）、住宅改修（介護予防）、移送の給付に係る取扱い

福祉事務所が見積書等により給付を決定し、原則として金銭給付の方法により給付します。（福祉用具（介護予防）及び住宅改修（福祉用具）にかかる費用については、消費税がかかります。）

申請にあたりましては、かならず事前に福祉事務所へご相談ください。事前に相談のない場合には、支給の決定が行えない場合もあります。また、2号みなしの福祉用具購入及び住宅改修については障害者施策が給付されない場合に限り介護扶助が適用されます。

## 6. 過誤及び再審査の取扱い

国保連で審査支払が完了した介護給付費に誤りが判明した場合、介護給付費明細書単位で過誤または再審査の申立てを行います。（審査・決定が行われた後では行えません。）

		申立提出先		締切日
過誤	受給者台帳の誤り	1・2号被保険者	高齢介護室給付管理課	一般過誤 毎月10日
		2号みなし	福祉事務所	
	請求実績取り下げ等	1・2号被保険者	高齢介護室給付管理課	同月過誤 毎月20日
		2号みなし	福祉事務所	

給付管理票の誤りによる再審査の申立ては、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者に行ってください。居宅介護支援事業者等が給付管理票の誤りにて再審査の申立てを行うこととなります。

## 7. 介護扶助の受給資格確認について

本市では、定期的に介護給付費公費受給者別一覧表で被保護者の受給資格の確認を行っています。保護廃止後や保護決定前など受給資格がないと思われる請求があった場合などは、福祉事務所より各事業所に連絡をさせていただきます。

	1号・2号被保険者	2号みなし
資格点検	福祉事務所	国保連
資格確認方法	介護給付費公費受給者一覧	被保護者異動連絡票
確認月	請求月の翌々月	請求月

※ 2号みなしの受給資格は福祉事務所が管理し国保連に認定情報を送付していますので、資格関連の返戻等があった場合は福祉事務所にお問い合わせください。

## 8. 介護報酬請求権の消滅時効

介護保険被保険者について、介護保険給付を受ける権利（9割相当分）は、介護保険法第200条第1項の規定により2年、その他介護扶助相当分（1割相当分）について介護扶助を受ける権利は、地方自治法第236条第1項の規定により5年となります。また、介護保険被保険者以外の方について介護扶助を受ける権利についても、地方自治法第236条第1項の規定により5年となります。

	根拠法	消滅時効
1号・2号被保険者	介護保険法200条第1項	2年
2号みなし	地方自治法236条第1項	5年

## 9. その他

近年、高齢者向けの住宅が増加してきています。受給者が入居するにあたりトラブルを防止するため、東大阪市では「高齢者向け住宅における生活保護実施に関する取り扱い指針」を定めています。

<参考 高齢者向け住宅における生活保護実施に関する取り扱い指針について>

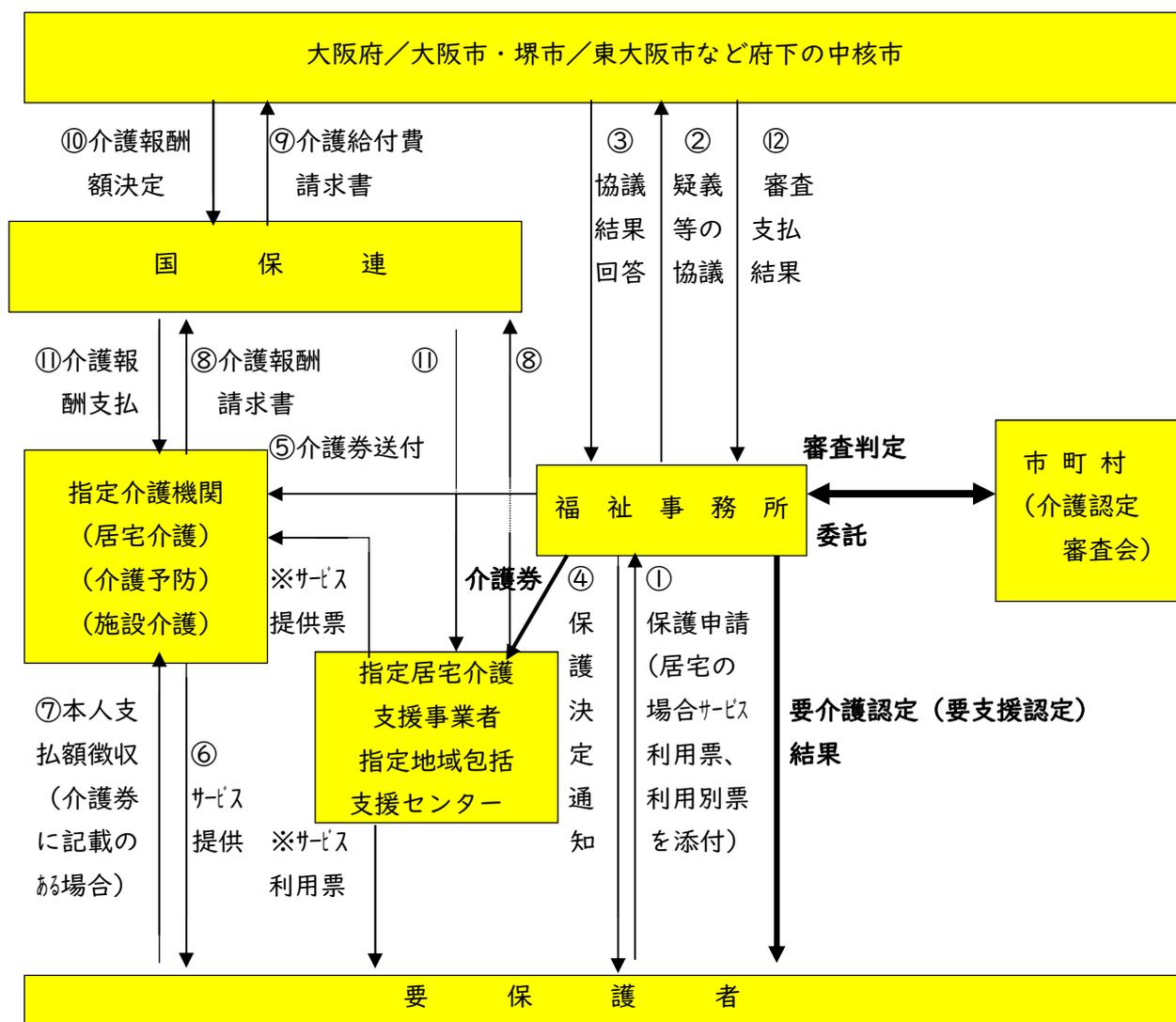
東大阪市では、被保護者が高齢者向け住宅に入居する場合に生活保護基準への整合性の確認とサービス内容に関して最低生活の維持・確保を確認することを目的として入居に関する指針を定めています。入居先を選定するにあたっては指針を遵守している住宅への入居のみを認めています。

また、サービス事業所と住宅を一体的に運営している事業者は下記の内容について注意してください。

住宅の入居者に対する介護保険外サービス（付帯サービス等）については、介護保険の訪問介護等の保険給付対象となるサービスと明確に区分しなければなりません。双方のサービスの内容について予め設定し、適切に運用する必要があります。サービスの区分を明確にせず、支給限度額を調整して保険給付を請求することはできません。

（令和2年東大阪市有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅指導・研修会における周知事項について）

（参考）【介護扶助の給付事務手続】



- (注) 1 太線部分については被保険者以外の者にかかる手続き  
 2 ※は居宅介護の場合のみ  
 3 被保険者については、被保険者の申請に基づいて介護保険の要介護認定（要支援認定）、介護サービス計画作成等の手続きが行われていることを前提としています。

# 第 9 関係様式



生活保護法  
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに  
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者  
の自立の支援に関する法律等

## 指定介護機関指定申請書

生活保護法第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

今回申請する施設・事業	名称 (事業所の名称)												
	所在地 (事業所の所在地)		〒										
	連絡先		電話番号				FAX番号						
	管理者氏名						医療機関コード等						
	申請する施設・事業の種類												
	介護保険法の指定年月日		年 月 日			介護保険事業者番号							
	職員配置の状況	職 種											
		専従	常勤(人)										
			非常勤(人)										
		兼務	常勤(人)										
非常勤(人)													
利用者定員等						指定希望年月日		年 月 日					
サービス費用基準額以外に必要な利用料の額													
介護保険法の指定の状況	施設・サービス等の種類				指定年月日				介護保険事業者番号				
生活保護法の指定の状況	施設・サービス等の種類				指定年月日				介護保険事業者番号				

年 月 日

(あて先) 東大阪市長

住所 (開設者が法人の場合は法人の主たる事務所所在地)

申請者

氏名 (開設者が法人の場合は法人名及び代表者名)

## 注意事項

1. この書類は、生活福祉室生活福祉課もしくは福祉事務所を経由して市長に提出してください。
2. 貴機関等が指定された場合には東大阪市で告示するほか、指定通知書により通知します。
3. 本様式に記入しきれない場合には、別紙（様式問わず）に必要な事項を記載のうえ、添付してください。

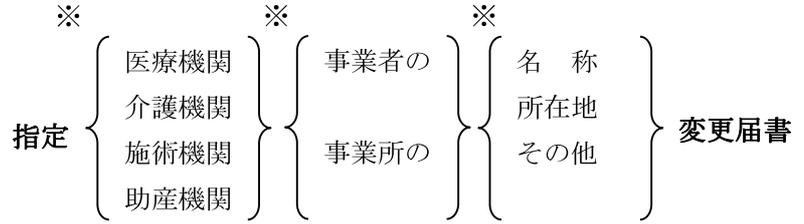
## 記載要領

1. 「今回申請する施設・事業」欄は、生活保護法の指定を受けたい事業について記載してください。
2. 「申請する施設・事業の種類」及び「施設・サービス等の種類」欄には、訪問介護や介護予防通所介護、地域密着型介護老人福祉施設など、事業の名称について記載してください。
3. 「名称」は、略称等でなく介護保険法による指定又は開設許可を受けた**正式名称**で記載してください。
4. 「管理者氏名」は、介護保険法等の規定に基づき配置した管理者の氏名を記載してください。
5. 「医療機関コード等」欄は、保険医療機関、保健薬局等で医療機関番号が附番されている場合に記入してください。
6. 「介護保険法の指定の状況」欄は、**今回申請する事業所の名称及び事業所番号**で現に**介護保険法**の指定を受けている内容について記載してください。なお、介護保険法施行法によるみなし指定を受けている場合についても、**指定を受けているとみなされた日を記入**するとともに、年月日の下に「みなし」と記入してください。
7. 「生活保護法の指定の状況」欄は、**今回申請する事業所の名称及び事業所番号**で現に**生活保護法**の指定を受けている内容について記載してください。
8. 「職員配置の状況」欄は、今回申請する各事業等ごとに、職種別（下記参照）に、申請時の実人員を記入してください。（介護予防等の事業についても下記を参照）
  - 訪問介護……………訪問介護員等
  - 訪問入浴介護……………看護職員、介護職員
  - 福祉用具貸与……………専門相談員
  - 訪問看護……………看護職員、理学・作業療法士
  - 訪問リハビリテーション……………理学・作業療法士
  - 居宅療養管理指導……………医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士
  - 通所介護……………生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員
  - 通所リハビリテーション……………医師、理学・作業療法士、看護職員、介護職員、支援相談員
  - 短期入所生活介護……………医師、生活相談員、看護職員、介護職員、栄養士、機能訓練指導員等
  - 短期入所療養介護……………医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学・作業療法士等
  - 認知症対応型共同生活介護…介護従業者、計画作成担当者
  - 特定施設入居者生活介護…生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、計画作成担当者
  - 居宅介護支援事業……………介護支援専門員
  - 介護老人保健施設……………医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学・作業療法士、栄養士、支援相談員、介護支援専門員等
  - 介護療養型医療施設……………医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学・作業療法士、栄養士、精神保健福祉士、介護支援専門員等
  - 夜間対応型訪問介護……………看護師、介護福祉士、訪問介護員等
  - 認知症対応型通所介護……………生活相談員、看護師、介護職員、機能訓練指導員等
  - 小規模多機能型居宅介護……………看護師、介護支援専門員
  - 福祉用具販売……………専門相談員
  - 地域包括支援センター……………主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師等
9. 「サービス費用基準額以外に必要な利用料の額」欄は、介護保険給付の対象となるサービス費用基準額以外に必要な利用料の額を記載してください。特に（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の場合については、特に**入居に係る利用料とそれ以外**が明確に区分されるように記載してください。
10. 「利用定員等」欄は、入院、入所（利用）定員を定めている場合に申請時における数を記載してください。
11. 申請者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

(表)

生活保護法

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等



次のとおり変更しますので届け出ます。

指定 医療 機関 等	施設区分	
	番号	
	名称(氏名)	
	所在地(住所)	
変更 事項	旧	
	新	
変更年月日		年 月 日
委託患者の措置状況		

年 月 日

(あて先) 東大阪市長

届出者 住所  
氏名

(裏)

#### 注意事項

1. この書類は、生活福祉室生活福祉課又は福祉事務所を経由して市長に提出してください。
2. この書類は、医療機関等の名称（開設者）又は所在地（住所）に変更があった場合に、所要事項を記入して提出してください。

#### 記載事項

1. 「施設区分」には、変更を届け出ようとする、現に生活保護法による指定を受けている施設区分について記入してください。
2. 病院、診療所、老人保健施設又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定（老人）訪問看護事業者が届け出る場合には、その開設する（老人）訪問看護ステーションごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
3. 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は介護医療院が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する居宅介護事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者が届け出る場合には、その開設する居宅介護支援事業所ごとに記載してください。
4. ※印の箇所については、不要のものを棒線で消してください。
5. 指定医療機関等の「番号」は、医療機関コード、（老人）訪問看護ステーションコード、薬局コード又は介護保険事業者番号を記載してください。
6. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式の名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「（診療所）」等と記載してください。
7. 「委託患者の措置状況」については、既に行った措置及び今後予定している措置を記入してください。
8. 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。



(裏)

#### 注意事項

1. この書類は、生活福祉室生活福祉課又は福祉事務所を經由して市長に提出してください。
2. この書類は、医療機関等が休止され、又は廃止された場合、速やかに提出してください。
- 3・休止の場合には、再開後速やかに再開届出書を提出してください。

#### 記載事項

1. 「施設区分」には、休止・廃止を届け出ようとする、現に生活保護法による指定を受けている施設区分について記入してください。
2. 病院、診療所、老人保健施設又は薬局が届ける場合には、その病院等について記載してください。指定（老人）訪問看護事業者が届け出る場合には、その開設する（老人）訪問看護ステーションごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
3. 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は介護医療院が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する居宅介護事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者が届け出る場合には、その開設する居宅介護支援事業所ごとに記載してください。
4. ※印の箇所については、不要のものを棒線で消してください。
5. 指定医療機関等の「番号」は、医療機関コード、（老人）訪問看護ステーションコード、薬局コード又は介護保険事業者番号を記載してください。
6. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式の名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」等と記載してください。
7. 「委託患者の措置状況」については、既に行った措置及び今後予定している措置を記入してください。
8. 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

(表)

生活保護法

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに  
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶  
者の自立の支援に関する法律等

※

指定

医療機関  
介護機関  
施術機関  
助産機関

再開届書

次のとおり、再開しますので届け出ます。

指 定 医 療 機 関 等	施 設 区 分	
	番 号	
	名 称 ( 氏 名 )	
	所 在 地 ( 住 所 )	
休 止 年 月 日		年 月 日
再 開 年 月 日		年 月 日
再 開 の 理 由		

年 月 日

(あて先) 東大阪市長

届出者 住 所  
氏 名

(裏)

#### 注意事項

1. この書類は、生活福祉室生活福祉課又は福祉事務所を経由して市長に提出してください。
2. この書類は、医療機関等の再開後、速やかに提出してください。

#### 記載事項

1. 「施設区分」には、再開を届け出ようとする、現に生活保護法による指定を受けている施設区分について記入してください。
2. 病院、診療所、老人保健施設又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定（老人）訪問看護事業者が届け出る場合には、その開設する（老人）訪問看護ステーションごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
3. 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は介護医療院が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する居宅介護事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者が届け出る場合には、その開設する居宅介護支援事業所ごとに記載してください。
4. ※印の箇所については、不要のものを棒線で消してください。
5. 指定医療機関等の「番号」は、医療機関コード、（老人）訪問看護ステーションコード、薬局コード又は介護保険事業者番号を記載してください。
6. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式の名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「（診療所）」等と記載してください。
7. 「休止年月日」は、休止届出書に記載した休止年月日を、「再開年月日」は再開した年月日をそれぞれ記載してください。
8. 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

(表)

生活保護法  
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び  
に永住帰国した中国残留邦人等及び特定  
配偶者の自立の支援に関する法律等

※  
指定

医療機関  
介護機関  
施術機関  
助産機関

指定辞退届書

次のとおり生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による指定を辞退します。

指定 医療 機関 等	施設区分	
	番号	
	名称(氏名)	
	所在地(住所)	
辞 退 年 月 日		年 月 日
委託患者等の措置状況		

年 月 日

(あて先) 東大阪市長

届出者 住 所  
氏 名

(裏)

#### 注意事項

1. この書類は、生活福祉室生活福祉課又は福祉事務所を経由して市長に提出してください。
2. この書類は、指定を辞退しようとする日の30日前までに提出してください。

#### 記載事項

1. 「施設区分」には、辞退を届け出ようとする、現に生活保護法による指定を受けている施設区分について記入してください。
2. 病院、診療所、老人保健施設又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定(老人)訪問看護事業者が届け出る場合には、その開設する(老人)訪問看護ステーションごとに記載してください。助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。医師若しくは歯科医師又は助産所若しくは施術所を開設していない助産師若しくは施術者が届け出る場合には、「番号」、「辞退年月日」及び「委託患者の措置状況」を記載してください。
3. 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は介護医療院が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する居宅介護事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者が届け出る場合には、その開設する居宅介護支援事業所ごとに記載してください。
4. ※印の箇所については、不要のものを棒線で消してください。
5. 指定医療機関等の「番号」は、医療機関コード、(老人)訪問看護ステーションコード、薬局コード又は介護保険事業者番号を記載してください。
6. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式の名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」等と記載してください。
7. 「委託患者の措置状況」は、既に行った措置及び今後予定している措置を記載してください。
8. 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

(表)

生活保護法

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進  
並びに永住帰国した中国残留邦人等  
及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

※

指定

医療機関  
介護機関  
施術機関  
助産機関

処分届書

次のとおり届け出ます。

指定医療機関等	区 分	
	番 号	
	名称（氏名）	
	所在地（住所）	
処分の種類及びその年月日		

年 月 日

(あて先) 東大阪市長

届出者 住 所  
氏 名

(裏)

#### 注意事項

1. この書類は、生活福祉室生活福祉課又は福祉事務所を經由して市長に提出してください。
2. この書類は、次の場合に速やかに提出してください。
  - ①病院、診療所、老人保健施設、指定訪問看護事業者又は薬局が処分を受けた場合
  - ②医師、歯科医師、助産師又は施術者が処分を受けた場合
  - ③助産師又は施術者が開設する助産所又は施術所が処分を受けた場合
  - ④介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、居宅介護事業者又は居宅介護支援事業者が処分を受けた場合

#### 記載事項

1. 「区分」には、注意事項2に掲げる事業等（診療所、歯科医師、介護老人保健施設等）を記入してください。
2. 病院、診療所、老人保健施設又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーションごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
3. 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は介護医療院が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する居宅介護事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者が届け出る場合には、その開設する居宅介護支援事業所ごとに記載してください。
4. ※印の箇所については、不要のものを棒線で消してください。
5. 指定医療機関等の「番号」は、医療機関コード、訪問看護ステーションコード、薬局コード又は介護保険事業者番号を記載してください。
6. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式の名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「（診療所）」等と記載してください。
7. 「処分の種類及びその年月日」は、生活保護法施行規則第14条に規定する処分及びその処分を受けた年月日を記載してください。
8. 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

# 第 10 關係法令条文



## 生活保護法（抜粋）

### （介護扶助）

**第15条の2** 介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者をいう。第3項において同じ。）に対して、第1号から第4号まで及び第9号に掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要支援者（同条第4項に規定する要支援者をいう。第6項において同じ。）に対して、第5号から第9号までに掲げる事項の範囲内において行われ、**困窮のため最低限度の生活を維持することのできない居宅要支援被保険者等（同法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に相当する者（要支援者を除く。）**に対して、第8号及び第9号に掲げる事項の範囲内において行われる。

1. 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）
2. 福祉用具
3. 住宅改修
4. 施設介護
5. 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）
6. 介護予防福祉用具
7. 介護予防住宅改修
8. **介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画又は介護保険法第115条の45第1項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業による援助に相当する援助に基づき行うものに限る。）**
9. 移送

《追加》平9法124

《改正》平17法077

《改正》平26法083

**2** 前項第1号に規定する居宅介護とは、介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護、同条第3項に規定する訪問入浴介護、同条第4項に規定する訪問看護、同条第5項に規定する訪問リハビリテーション、同条第6項に規定する居宅療養管理指導、同条第7項に規定する通所介護、同条第8項に規定する通所リハビリテーション、同条第9項に規定する短期入所生活介護、同条第10項に規定する短期入所療養介護、同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第12項に規定す

る福祉用具貸与、同条第 15 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第 16 項に規定する夜間対応型訪問介護、同条第 17 項に規定する地域密着型通所介護、同条第 18 項に規定する認知症対応型通所介護、同条第 19 項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第 20 項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第 21 項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び同条第 23 項に規定する複合型サービス並びにこれらに相当するサービスをいう。

《追加》平9法124

《改正》平17法077

《改正》平23法072

《改正》平26法083

- 3 第1項第1号に規定する居宅介護支援計画とは、居宅において生活を営む要介護者が居宅介護その他居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「居宅介護等」という。）の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要介護者が利用する居宅介護等の種類、内容等を定める計画をいう。

《追加》平9法124

《改正》平17法077

- 4 第1項第4号に規定する施設介護とは、介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同条第27項に規定する介護福祉施設サービス、同条第28項に規定する介護保健施設サービス及び同条第29項に規定する介護医療院サービスをいう。

《追加》平9法124

《改正》平17法077

《改正》平18法083

《改正》平23法072

《改正》平26法083

《改正》平29法052

- 5 第1項第5号に規定する介護予防とは、介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第3項に規定する介護予防訪問看護、同条第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション、同条第5項に規定する介護予防居宅療養管理指導、同条第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第7項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第8項に規定する介護予防短期入所療養介護、同条第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護、同条第10項に規定する介護予防福祉用具貸与、同条第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、同条第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護及び同条第15項に規定する介護予防認知症対

応型共同生活介護並びにこれらに相当するサービスをいう。

《追加》平17法077

《改正》平26法083

- 6 第1項第5号及び第8号に規定する介護予防支援計画とは、居宅において生活を営む要支援者が介護予防その他身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に資する保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「介護予防等」という。）の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要支援者が利用する介護予防等の種類、内容等を定める計画であって、介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員のうち同法第8条の2第16項の厚生労働省令で定める者が作成したものをいう。

《追加》平17法077

《改正》平20法042

《改正》平23法072

《改正》平25法104

《改正》平26法083

- 7 第1項第8号に規定する介護予防・日常生活支援とは、介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業、同号ロに規定する第1号通所事業及び同号ハに規定する第1号生活支援事業による支援に相当する支援をいう。

《追加》平26法083

### **（報告、調査及び検診）**

- 第28条** 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条（第3項を除く。次項及び次条第1項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

《改正》平18法053

《改正》平25法104

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

《追加》平 25 法 104

3 第 1 項の規定によつて立入調査を行う当該職員は、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

《改正・繰下》平 25 法 104

4 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

《繰下》平 25 法 104

5 保護の実施機関は、要保護者が第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

《改正・繰下》平 25 法 104

### (介護扶助の方法)

**第 34 条の 2** 介護扶助は、現物給付によつて行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

《追加》平 9 法 124

2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護、福祉用具の給付、施設介護、**介護予防、介護予防福祉用具及び介護予防・日常生活支援**（第 15 条の 2 第 7 項に規定する**介護予防・日常生活支援**をいう。第 54 条の 2 第 1 項において同じ。）の給付は、介護機関（その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画（第 15 条の 2 第 3 項に規定する**居宅介護支援計画**をいう。第 54 条の 2 第 1 項及び別表第 2 において同じ。）を作成する者、その事業として介護保険法第 8 条第 13 項に規定する**特定福祉用具販売**を行う者（第 54 条の 2 第 1 項及び別表第 2 において「**特定福祉用具販売事業者**」という。）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設

及び介護医療院、その事業として介護予防を行う者及びその事業として介護予防支援計画（第15条の2第6項に規定する介護予防支援計画をいう。第54条の2第1項及び別表第2において同じ。）を作成する者、その事業として同法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者（第54条の2第1項及び別表第2において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）並びに介護予防・日常生活支援事業者（その事業として同法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う者をいう。以下同じ。）であつて、第54条の2第1項の規定により指定を受けたもの（同条第2項本文の規定により同条第1項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）にこれを委託して行うものとする。

《追加》平9法124

《改正》平17法077

《改正》平18法083

《改正》平25法104

《改正》平26法083

《改正》平29法052

《改正》平30法044

3 前条第5項及び第6項の規定は、介護扶助について準用する。

《追加》平9法124

《改正》平25法104

#### （指定医療機関の義務）

**第50条** **第49条**の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。

《改正》平11法160

《改正》平25法104

2 指定医療機関は、被保護者の医療について、**厚生労働大臣又は都道府県知事**の行う指導に従わなければならない。

《改正》平25法104

#### （変更の届出等）

**第50条の2** 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を第49条の指定をした厚生労働大臣又は都道府

県知事に届け出なければならない。

《追加》平11法087

《改正》平11法160

### (指定の辞退及び取消し)

**第51条** 指定医療機関は、30日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定医療機関が、第49条の2第2項第1号から第3号まで又は第9号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定医療機関が、第49条の2第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 指定医療機関が、第50条又は次条の規定に違反したとき。

四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。

五 指定医療機関が、第54条第1項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第54条第1項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による 検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした 場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽く したときを除く。

七 指定医療機関が、不正の手段により第49条の指定を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に 関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行 為をしたとき。

十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとす るとき前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

《改正》平11法087

《改正》平11法160

《改正》平25法104

### (診療方針及び診療報酬)

**第52条** 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

- 2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

《改正》平11法160

### (医療費の審査及び支払)

**第53条** 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によって請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

- 2 指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。
- 4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができる。

《改正》平11法160

- 5 第1項の規定による診療報酬の額の決定については、**審査請求をすることができない。**

《改正》平26法069

### (報告等)

**第54条** 都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、

若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

《改正》平11法160

《改正》平25法104

2 第28条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

《改正》平25法104

### (介護機関の指定等)

**第54条の2** 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を指定する。

《追加》平9法124

《改正》平11法160

《改正》平17法077

《改正》平18法083

《改正》平25法104

《改正》平26法083

《改正》平29法052

2 介護機関について、別表第2の第1欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。

《追加》平9法124

《改正》平17法077

《改正》平25法104

《改正》 令 02 法 041

- 3 前項の規定により第1項の指定を受けたものとみなされた別表第2の第1欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第3欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

《追加》 平 9 法 124

《改正》 平 17 法 077

《改正》 平 20 法 042

《改正》 平 25 法 104

《改正》 令 02 法 041

- 4 第2項の規定により第1項の指定を受けたものとみなされた別表第2の第1欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第4欄に掲げる場合に該当するときは、その該当する期間、その効力（それぞれ同欄に掲げる介護保険法の規定による指定又は許可の効力が停止された部分に限る。）を停止する。

《追加》 平 9 法 124

《改正》 平 17 法 077

《改正》 平 25 法 104

《改正》 平 26 法 083

《追加》 令 02 法 041

- 5 第49条の2（第2項第1号を除く。）の規定は、第1項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものを除く。）について、第50条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関（第2項本文の規定により第1項の指定を受けたものとみなされたものを含み、同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第2項本文の規定により第1項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）を除く。）について準用する。この場合において、第50条及び第50条の2中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第51条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。）」と、同条第2項、第52条第1項及び第53条第1項から第3項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第4項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

《追加》 平 26 法 083

《繰下》令 02 法 041

6 第 49 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものに限る。）について、第 50 条、第 50 条の 2、第 51 条（第 2 項第 1 号、第 8 号及び第 10 号を除く。）、第 52 条から前条までの規定は、第 1 項の規定により指定を受けた介護機関（同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第 2 項本文の規定により第 1 項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）に限る。）について準用する。この場合において、第 49 条の 2 第 1 項及び第 3 項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 50 条第 1 項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第 2 項及び第 50 条の 2 中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第 51 条第 1 項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第 2 項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定介護機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第 2 号から第 7 号まで及び第 9 号、第 52 条第 1 項並びに第 53 条第 1 項から第 3 項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第 4 項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第 1 項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関」とあるのは「指定介護機関若しくは指定介護機関」と、「命じ、指定医療機関」とあるのは「命じ、指定介護機関」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

《繰下》令 02 法 041

(告示)

**第 55 条の 3** 厚生労働大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。

1. 第 49 条、第 54 条の 2 第 1 項又は第 55 条第 1 項の指定をしたとき。

2. 第 50 条の 2 (第 54 条の 2 第 5 項及び第 6 項並びに第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたとき。
3. 第 51 条第 1 項 (第 54 条の 2 第 5 項及び第 6 項並びに第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による第 49 条、第 54 条の 2 第 1 項又は第 55 条第 1 項の指定の辞退があつたとき。
4. 第 51 条第 2 項 (第 54 条の 2 第 5 項及び第 6 項並びに第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により第 49 条、第 54 条の 2 第 1 項又は第 55 条第 1 項の指定を取り消したとき。

《追加》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

《改正・繰下》平 25 法 104

《改正》平 26 法 083

《改正》令 02 法 041

## 生活保護法施行規則 (抜粋)

### (指定介護機関の指定の申請等)

第十条の六 法第五十四条の二第五項において準用する第四十九条の二第一項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

- 一 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院の施設の種類並びに名称及び所在地
- 二 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 三 当該申請に係る地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院が、介護保険法第四十二条の二第一項若しくは第四十八条第一項第一号の指定又は同法第九十四条第一項若しくは第一百七条第一項の許可を受けている場合は、その旨
- 四 誓約書
- 五 その他必要な事項

2 法第五十四条の二第五項において準用する第四十九条の二第四項において準用する同条第一項又は法第五十四条の二第六項において準用する同条第一項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする介護機関の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該介護機関の所在地 (その事業として居宅介護を行う者 (以下「居宅介護事業者」という。)) にあつては当該申請に係る居宅介護事業 (居宅介護を

行う事業をいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「居宅介護事業所」という。)の所在地、その事業として居宅介護支援計画を作成する者(以下「居宅介護支援事業者」という。)にあつては当該申請に係る居宅介護支援事業(居宅介護支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「居宅介護支援事業所」という。)の所在地、特定福祉用具販売事業者(法第三十四条の二第二項に規定する特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。)にあつては、当該申請に係る特定福祉用具販売事業(介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「特定福祉用具販売事業所」という。)の所在地、その事業として介護予防を行う者(以下「介護予防事業者」という。)にあつては当該申請に係る介護予防事業(介護予防を行う事業をいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「介護予防事業所」という。)の所在地、その事業として法第十五条の二第六項に規定する介護予防支援計画を作成する者(以下「介護予防支援事業者」という。以下同じ。)にあつては当該申請に係る介護予防支援事業(介護予防支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「介護予防支援事業所」という。)の所在地、特定介護予防福祉用具販売事業者(法第三十四条の二第二項に規定する特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。)にあつては当該申請に係る特定介護予防福祉用具販売事業(介護保険法第八条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「特定介護予防福祉用具販売事業所」という。)の所在地、介護予防・日常生活支援事業者(法第三十四条の二第二項に規定する介護予防・日常生活支援事業者をいう。以下同じ。)にあつては当該申請に係る介護予防・日常生活支援事業(介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を行う事業をいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「介護予防・日常生活支援事業所」という。)の所在地(次条において同じ。))を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院にあつては、当該施設の種類並びに名称及び所在地
- 二 介護機関の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称
- 三 介護機関の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 四 居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地、当該申請に係る事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該申請に係る事業所において行う事業の種類
- 五 当該申請に係る介護機関が、介護保険法第四十一条第一項、第四十二条の二第一項、第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号、第五十三条第一項、第五十四条の二第一項、第五十八条第一項若しくは第百十五条の四十五の三第一項の指定又は同法第九十四条第一項若しくは第一百七条第一項の許可を受けている場合は、その旨
- 六 誓約書
- 七 その他必要な事項

(平一一厚令九一・平二六厚労令五七・追加)

(平一八厚労令八三、平一九厚労令四六、平二四厚労令一〇・平二七厚労令五七・平三〇厚労令三〇、令二厚労令一五八・一部改正)

(平二六厚労令五七・削除)

(平二六厚労令五七・繰下)

(保護の実施機関の意見聴取)

第十一条 法第四十九条、第五十四条の二第一項若しくは第五十五条第一項又は第四十九条の三第一項の規定により都道府県知事が、指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関の指定又は指定医療機関の指定の更新をするに当たっては、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局、介護機関又は助産師若しくは施術者の所在地又は住所地（指定訪問看護事業者等にあつては第十条第二項の申請に係る訪問看護ステーション等の所在地又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者若しくは介護予防・日常生活支援事業者にあつては第十条の六第二項の申請に係る居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所若しくは介護予防・日常生活支援事業所の所在地）の保護の実施機関の意見を聴くことができる。

(昭二六厚令三八・昭五一厚令三七・平六厚令三九・平六厚令五六・平一一厚令九一・平一二厚令七八・平一四厚労令一四・平一八厚労令八三・平二六厚労令五七・平二七厚労令五七・一部改正)

(指定の告示)

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の三(同条第一号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

一 指定年月日

二 病院、診療所若しくは薬局又は地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院にあつてはその名称及び所在地

三 指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者若しくは介護予防・日常生活支援事業者にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定に係る訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所若しくは特定介護予防福祉用具販売事業所若しくは介護予防・日常生活支援事業所の名称及び所在地

四 助産師又は施術者にあつてはその氏名及び住所(助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつてはその氏名並びに助産所又は施術所の名称及び所在地)

(昭四四厚令一七・昭五一厚令三七・平六厚令三九・平六厚令五六・平一一厚令九一・平一二厚令七八・平一二厚令一二七・平一四厚労令一四・平一七厚労令一五一・平一八厚労令八三・平二四厚労令一〇・平二六厚労令五七・平二七厚労令五七・平三〇厚労令三〇・一部改正)

(標示)

第十三条 指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関は、様式第三号の標示を、その業務を行う場合の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(平六厚令三九・平一一厚令九一・平一四厚労令一四・平一九厚労令四六・平二六厚労令五七・一部改正)

(変更等の届出)

第十四条 法第五十条の二（法第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第四十九条の指定医療機関の指定を受けた医療機関であつて、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局にあつては第十条第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項とし、それ以外の病院若しくは診療所（生活保護法施行令第四条各号に掲げるものを含む。）又は薬局にあつては同条第二項各号（第六号を除く。）に掲げる事項とし、法第五十四条の二第一項の指定介護機関の指定を受けた介護機関であつて、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院にあつては第十条の六第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項とし、それ以外の介護機関にあつては同条第二項各号（第六号を除く。）に掲げる事項とし、法第五十五条第一項の指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けた助産師又は施術者にあつては第十条の八第一項第一号及び第三号に掲げる事項（次項において「届出事項」という。）とする。

2 法第五十条の二の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を提出することにより行うものとする。

一 届出事項に変更があつたときは、変更があつた事項及びその年月日

二 事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、その旨及びその年月日

3 指定医療機関、指定介護機関、指定助産機関又は指定施術機関（以下「指定医療機関等」という。）は、医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第二十四条、第二十八条若しくは第二十九条、健康保険法第九十五条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十二条第四項、第七十五条第一項若しくは第七十五条の二第一項、医師法（昭和三十二年法律第二百一十号）第七条第一項、歯科医師法（昭和三十二年法律第二百二号）第七条第一項、介護保険法第七十七条第一項、第七十八条の十第一項、第八十四条第一項、第九十二条第一項、第一百一条、第一百零二条、第一百零三条第三項、第一百零四条第一項、第一百零四条第一項、第一百零四条の六第一項、第一百零五条の九第一項、第一百零五条の十九第一項、第一百零五条の二十九第一項若しくは第一百零五条の三十五第六項、保健師助産師看護師法（昭和三十二年法律第二百三十三号）第十四条第一項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百七十七号）第九条第一項若しくは第十一条第二項又は柔道整復師法（昭和三十五年法律第十九号）第八条第一項若しくは第二十二條に規定する処分を受けたときは、その旨を記載した届書により、十日以内に、法第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

(平一二厚令七八・全改、平一二厚令一二七・平一三厚労令一七三・平一四厚労令一四・平一四厚労令一一七・平一六厚労令一一二・平一八厚労令八三・平一九厚労令四六・平二一厚労令五四・平二五厚労令一三四・平二六厚労令五七・平二六厚労令八七・平二七厚労令五七・平三〇厚労令三〇・令元厚労令四六・令二厚労令一五八・一部改正)

(変更等の告示)

第十四条の二 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の三(第二号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、第十二条第二号から第四号までに掲げる事項とする。

(平一二厚令七八・追加、平一二厚令一二七・平二六厚労令五七・一部改正)

(指定の辞退)

第十五条 法第五十一条第一項(法第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の指定による指定の辞退は、その旨を記載した届書を、法第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に提出することにより行うものとする。

(平一二厚令七八・全改、平一二厚令一二七・平一九厚労令四六・平二六厚労令五七・平二七厚労令五七・令二厚労令一五八・一部改正)

(辞退等に関する告示)

第十六条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の三(第三号及び第四号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、第十二条第二号から第四号までに掲げる事項とする。

(平一二厚令七八・全改、平一二厚令一二七・平二六厚労令五七・一部改正)

(診療報酬の請求及び支払)

第十七条 都道府県知事が法第五十三条第一項(法第五十五条の二において準用する場合を含む。)の規定により医療費の審査を行うこととしている場合においては、指定医療機関(医療保護施設を含む。この条において以下同じ。)は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)又は訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(平成四年厚生省令第五号)の定めるところにより、当該指定医療機関が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

2 前項の場合において、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、当該指定医療機関に対し、都道府県知事が当該指定医療機関の所在する都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に設けられた審査委員会又は社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)に定める特別審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その診療報酬を支払うものとする。

(昭二六厚令三八・追加、昭二八厚令一七・昭三一厚令三七・昭三一厚令五二・昭三九厚令二二・昭五一厚令三六・昭五一厚令三七・昭五八厚令三・昭五九厚令

一八・昭五九厚令四九・昭六二厚令一五・昭六三厚令二三・平六厚令六七・平九厚令三一・平一二厚令二〇・平二〇厚労令七七・平二六厚労令五七・一部改正)

(介護の報酬の請求及び支払)

第十八条 都道府県知事が法第五十四条の二第五項及び第六項において準用する法第五十三条第一項の規定により介護の報酬の審査を行うこととしている場合においては、指定介護機関は、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令(平成十二年厚生省令第二十号)の定めるところにより、当該指定介護機関が行った介護に係る介護の報酬を請求するものとする。

2 前項の場合において、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、当該指定介護機関に対し、都道府県知事が介護保険法第一百七十九条に規定する介護給付費等審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その介護の報酬を支払うものとする。

(平一二厚令二〇・追加)

(平二四厚労令三〇・平二七厚労令五七・令二厚労令一五八・改正)

\* 本法及び施行規則中「都道府県知事」とあるのを「地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長」とよみかえる。

## ・第 11 関係機関

名 称	所 在 地	郵便番号	電 話 番 号
東大阪市生活支援部 生活福祉室 生活福祉課	東大阪市荒本北 1 丁目 1 - 1	577- 8521	06-4309-3226
大阪府福祉部地域福祉推進室 社会援護課	大阪府中央区大手前 2 - 1 - 2 2	540- 8570	06-6941-0351 (代表) 06-6944-6664
大阪市健康福祉局福祉本部 生活福祉部保護課	大阪市北区中之島 1 - 3 - 2 0	530- 8201	06-6208-8021
堺市健康福祉局生活福祉部 生活援護管理課	堺市堺区南瓦町 3 - 1	590- 0078	072-228-7412
高槻市民生部生活福祉課	高槻市桃園町 2 - 1	569- 0067	0726-74-7175
豊中市健康福祉部福祉事務所	豊中市桜塚 3 - 1 - 1	561- 8501	06-6858-2249
枚方市福祉部生活福祉室	枚方市大垣内町 2 - 1 - 2 0	573- 8666	072-841-1221
八尾市地域福祉部生活支援課	八尾市本町 1 - 1 - 1	581- 0003	072-924-3904
寝屋川市福祉部保護課	寝屋川市池田西町 2 4 - 5	572- 8566	072-838-0347
大阪府 国民健康保険団体連合会	大阪府中央区常磐町 1 - 3 - 8 中央大通 F N ビル内	540- 0028	06-6949-5256

### 東大阪市内福祉事務所

名 称	所 在 地	郵便番号	電 話 番 号
東大阪市東福祉事務所	東大阪市旭町 1 - 1	579-8048	072-988-6616
東大阪市中福祉事務所	東大阪市岩田町 4 - 3 - 2 2 - 3 0 0	578-0941	072-960-9271~2 (保護) 072-960-9273 (医療)
東大阪市西福祉事務所	東大阪市高井田元町 2 - 8 - 2 7	577-0054	06-6784-7696 (保護) 06-6784-8993 (医療)

## 指定介護機関の手引き

令和4年 4月 第5版発行

作成：東大阪市東福祉事務所

東大阪市中福祉事務所

東大阪市西福祉事務所

東大阪市生活支援部生活福祉室生活福祉課

編集・発行 東大阪市生活支援部生活福祉室生活福祉課

〒 577-8521

東大阪市荒本北1-1-1

TEL 06-4309-3226

FAX 06-4309-3848